第７回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会　会議録

１　開催概要

1. 開催日時

平成３０年３月２３日（金）１３：３０～１５：３０

1. 開催場所

中区地域福祉センター５階　大会議室３

　⑶　出席者（五十音順、敬称略）

　　・神野　礼斉

　　（広島大学大学院法務研究科 教授）

　　・手島　洋

　　（県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科　講師）

　　・天田　晴美

　　（広島司法書士会理事、成年後見センター・リーガルサポート広島支部会員）

　　・松本　亮

　　（広島弁護士会高齢者・障害者等の権利に関する委員会 委員長）

　　・中田　真帆（藤岡構成員の代理出席）

　　（社会福祉法人広島市社会福祉協議会 ）

　⑷　オブザーバー

　　　広島家庭裁判所職員

　⑸　広島市関係課

　　　広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課（事務局）

　　　　　　〃　　　　地域福祉課

　　　　　　〃　　　　障害福祉部障害自立支援課

　　　　　　〃　　　　障害福祉部精神保健福祉課

　　　中区厚生部健康長寿課

２　会議録

1. 開会

　　　　事務局より、懇談会の開催趣旨の説明。

　　　　平成３０年度以降、平成２９年度に養成した市民の支援方法について御意見をいただきたい旨の説明を行う。

1. 議題１　市民後見人養成研修の実施結果について
2. 議題２　市民後見人バンクの設置について
3. 議題３　平成３０年度以降の事業概要について

①　フォローアップ研修のカリキュラムについて

　　事務局より、平成２９年度から広島市において実施した市民後見人養成研修事業について、資料１を用いて説明。また、平成３０年度以降に設置を予定する「市民後見人バンク」の概要案を資料２により、バンク登録者に対して実施するフォローアップ研修のカリキュラム案を資料３により説明する。

松本構成員：　（資料１について、）今年度の養成研修修了者の年齢や性別構成はどうなっているか。

事務局：　年齢は４０代から６０代の方で、退職後の活動として応募された方（６０代）がやや多かった。最年少者は４０代前半の方である。男女比はほぼ１：１で、お住まいの区も全区ほぼ均等であり、様々な方に来ていただいた。

松本構成員：　また、市民後見人は1人１件のケースを担当するということでよいか。他政令市ではどうなっているか。

事務局：　大阪市などでも1人１件が原則だったように思うが、そこは確認させていただく。

手島構成員：　（資料２について、）バンク活動内規のグループ分けの責任はどこにあるのか。

事務局：　作成するのは市社協であるが、市の委託事業であるから、市も責任を持って作成している。

天田構成員：　（資料２について）、人物評価でグループ分けとあるが、これは客観的な基準があるのか。

事務局：　養成研修を行うにあたり、毎回、市社協で講義態度の採点（講師の話をきちんと聞いていたか等）をしていた。また、養成研修終了時には、市社協内に設置した委員会で、各受講者の面接を行い、面接の受け答え等で市民後見人として活動することへの意欲等を各委員に採点していただいた。その二つ（計１００点満点）を人物評価として、グループ分けを行っている。

松本構成員：　（資料２について）、バンク登録者基準は、「現に後見人等でないこと」となっていることから、市民後見人はバンク登録できないこととなるが、市民後見人となった後に、市社協の支援（面接など）に従わない人への対応はどうするのか。

事務局：　市民後見人となった人をバンク登録抹消することは考えていない。バンク登録基準の「現に後見人等でないこと」の要件に、「ただし、市民後見人として活動している者は除く。」を追加する。取扱要領第１０条第３条を御覧いただければ分かるように、事務局としては、「市民後見人として活動している者がバンク登録をしていない」ことは想定していない。

手島構成員：　バンク登録者が市社協の支援に従わないことを想定し、バンク登録希望者に提出してもらう誓約書には、「市民後見人となった後も、市社協の支援を受けながら活動すること」を追加してはどうか。

事務局：　そのようにする。

1. 議題３　平成３０年度以降の事業概要について

②　市民後見人候補者の推薦プロセスについて

③　市民後見人の活動に対する支援体制について

　事務局より、資料４・資料５によりバンク登録者の中から市民後見人候補者を推薦するプロセスを、資料６により市民後見人となった者に対する支援方法の説明を行う。

　　手島構成員：市民後見人候補者の推薦プロセスについて、推薦の可否を検討する場合には事案の詳細を事務局や検討委員会が把握する必要があるが、情報はどのように把握するつもりなのか。市長申立ケースであればともかく、それ以外のケースで、事務局側がどこまで情報把握できるのか。

　　事務局：　家庭裁判所がどこまで情報開示してくれるかによる。

広島家裁：　市長申立案件等で後見人候補者がいない場合、三士会へ会員の推薦依頼を行っているが、その際には、①申立人、②対象者（被後見人等となる者）の住所、氏名、年齢、性別、③申立の契機となった病名、④親族関係図、⑤事案の概要　を提供している。同じ程度であれば情報開示可能である。

手島構成員：　また、対象者と市民後見人の相性もある。専門職後見人は、その専門性により相性を重要視せずとも適正な後見活動が担保されている。一方で、市民後見人は、身上監護を中心とした後見活動ということもあり、相性は大変重要と思う。

事務局：　事務局としては、市社協が家裁に後見人候補者の推薦報告を行った後に、家裁が市民後見人候補者との面談を予定されているのではと想定していたが（他政令市ではそのような事例があるため）、どうか。

広島家裁：　家裁調査官の面談は、まず、家裁調査官が本人（被後見人等になる者）と推薦依頼を行う前に行うこととなると思う。また、推薦報告後も、家裁調査官が市民後見人候補者に面談を行うことになると思う。家裁でも市民後見人の推薦プロセスについては、来年度検討する。

事務局：　こちらでもマニュアルを作成しているところであるが、その部分も盛り込みたいため、また相談させてほしい。

天田構成員：　市民後見人の選任は、家裁からの推薦依頼、市長申立の際の「後見人候補者」への記載、どちらを契機に行われるものなのか。

事務局：　どちらも想定している。福山市等と同様に、市長申立のケースについて、「後見人候補者」欄への記載という方法も今後検討する必要があるかと思い、それを前提として取扱要領を作成している。

　　広島家裁：　促進法対応として、家裁としては市町に市長申立ての際に、後見人候補者を決めていただければよいと思っているので、それは大変良いことと思う。

　　天田構成員：　「遺産分割があるから」といった理由で司法書士がケース受任したものの、法律的な問題の処理が終わった場合には、そのケースを受け持ち続けるのが難しいことがある。そういったケースを市民後見人に引継ぎできるのはいい事と思う。

　　広島家裁：　後見人事務の中で厄介な問題のひとつに、被後見人等が死亡した後の残務財産の処理がある。専門家であれば経験も豊富でスムーズに処理ができるものと思うが、市民後見人ではそうもいかないと思うので、残務財産の処理に関するマニュアルの作成等については、三士会の協力を得たほうがいいのではと思う。

　　手島構成員：　現在の事務局案では、問題が発生した際に、その都度、三士会の協力を得るようになっているが、「包括協定」のようなものを締結し、三士会の支援をスムーズに受けられるようにした方がいいのではと思う。

　　市社協：　市社協では、市社協の業務に関して法律的な助言を必要とする場合に備え、「当番弁護士」を決めている。問題が起きる毎に相談の相手方を調整していると問題の解決までに時間がかかるため、手島構成員の言われたような「包括協定」の制度があればありがたい。

事務局：　検討する。

松本構成員：　市民後見人の活動は無報酬なのか。

事務局：　事務局としては、「市民後見人の活動は社会貢献的意義のあるもので、報酬を前提としない活動である」としているが、大阪市のように「市民後見人は報酬請求をしないこと」とはしていない。以前に家裁に確認したところ、仮に養成側で「市民後見人は報酬を請求しないこと」と言ったとしても、市民後見人がその約束に従わずに家裁に報酬請求の審判を申し立てた場合、家裁としては報酬付与の審判をせざるを得ないと聞いており、養成主体とバンク登録者（市民後見人）間でそのような約束をしても法的拘束力がないからである。

松本構成員：　それでは、市民後見人が報酬付与審判を得たとして、それは市の報酬助成の対象となるのか。

事務局：　現在、報酬助成の要件（後見人等に関するもの）としては、「後見人等が親族でないこと」としか規定がないため、現要綱をそのまま運用すれば、市民後見人の報酬も本市の報酬助成の対象となる。

市社協：　市民後見人の活動は「報酬を目的とするものではない」が、市民後見人の活動のモチベーションを保つためにも報酬請求を否定すべきではないと思う。

1. その他

事務局より、「成年後見制度利用促進法」の成立に伴い、本市市域において、制度利用の課題等御意見を伺いたいと依頼する。

　松本弁護士：　現在、広島県、広島家裁、三士会で、成年後見制度利用促進法に関して定期的（２～３か月に１度）集まって協議をしているが、そこに広島市も参加してもらいたい、と考えている。出席をご検討いただけないか。

　事務局：　本市でも、対応を検討中であり、関係団体の意見を伺うことの出来る貴重な場であるため、協議への出席は前向きに検討する。